

第1回 古物営業の有り方に関する有識者会議

1 日時

平成29年10月13日（金）午前10時から午後0時まで

2 場所

中央合同庁舎2号館5階第17会議室

3 有識者委員

飯岡 雄一	全国古物商組合防犯協力会連合会会長
関 聡司	楽天株式会社執行役員渉外室ジェネラルマネージャー
野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
野坂 英吾	一般社団法人日本リユース業協会会長
福井 昂	特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構理事・事務局長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授

4 警察庁出席者

山下 史雄	生活安全局長
小田部 耕治	長官官房審議官（生活安全局担当）
後藤 和宏	生活安全局生活安全企画課長

5 議事概要

- (1) 生活安全局長挨拶
山下生活安全局長から、開会の挨拶があった。
- (2) 座長選出
松村委員が座長に選出された。
- (3) 事務局からの説明
事務局から資料に基づいて説明があった。
- (4) 自由討議
有識者委員の主な発言は以下のとおり。

ア 都道府県ごとの許可制度について

- 一度どこかの都道府県で許可を取得している場合、他の都道府県で新たに店舗を設ける場合であっても、届出で済むという形になれば、非常に業務コストも少なく、手続もスムーズにいくのではないかと。また、既に選任済みの管理者が別の都道府県の店舗に移った際にも、届出で対応できるという形になるとよい。
- 一度許可を取得すれば全国で営業ができるという形になった場合、誰がメリットを得て、誰にデメリットとなるのか、よく分からない。
- 全国展開をしている事業者にとって、行政手続の簡素化、事業者の負担軽減

は必要なのだろうと思う。他方、全国展開をしていない事業者も多く、これらのメリット・デメリットがあるかということも考えるが、変化に伴う防犯上のマイナスと、それに対する担保の在り方次第では、緩和をすることが適切ではないかと考えられる。

- 古物営業法は、業を健全化するという以前に、盗品の流通を防止するというところに大きな目的があり、古物を営業所でしか買い取れないという制度になっているということを念頭に置いた上で、許可の在り方をどうするかを考えなければならぬのではないかと考えられる。
- 許可だけを単体で見ることではできず、その許可制度が全体としてきちんと機能しているかどうかを考えなければならぬ。つまり、許可の仕組みを変動させるということは、法律の枠組み全体を見直す必要があるということである。全国区域での許可制にするというやり方もあるのかもしれないが、これは制度の大改革になってしまう。許可と取締りが連携しているという仕組みを前提とすると、都道府県公安委員会単位の許可制というところは動かさずに、申請手続をどれだけ簡素化し効率化していけるのかという点を、まずは考えていくべきではないか。
- もともと盗品売買を抑制するという大きな目的があり、このために規制があるということは忘れてはいけない一方で、規制改革という文脈で、ある種の効率化も求められている。しかし、規制改革を行うときに、盗品売買を横行させてもいいなどということはある得なく、今の手続が盗品売買を抑制するのに、本当に効率的なのかということが論点になるのではないかと考えられる。
- 全国制度の許可とは、例えば東京に本社があって、東京で許可が得られれば、全国で営業所を設けられるということだろうが、東京で許可を得た後、各地の営業所の情報を各都道府県公安委員会が上手く共有できるようにする必要がある。
- 他県で営業所を設ける場合、許可を必要としないとしても、届出はしっかりするというところは、防犯上の観点から必要なのではないかと考えられる。
- 法目的を担保できるという前提で、関係する行政手続を簡素化していくという方向には賛成する。1つの都道府県公安委員会で許可を得た上で、他県で新たに営業所を設ける場合には届出をするという方向性も採り得るのではないかと考えられる。
- 今の時代、デジタル化していかないと不便すぎるような気がする。
- 現在、行政手続に関しては、官民データ活用推進基本法に基づいて、オンラインでの申請手続の受け入れも含めて、いろいろな検討が進んでおり、古物営業に関しても、申請手続をオンラインで受け付けるといったことも検討の対象にしてはどうか。また、一度公安委員会に提出された書類あるいはデータについては、重複したものは他の公安委員会に提出する必要はないといった簡素化を、ぜひ検討いただきたい。
- 適切な事業者がきちんとした対応するという前提で議論が進んでいるが、そうではないケースもある。手続が簡素化された場合に、各都道府県公安委員会

に同じタイミングで、同じような情報が、きちんと情報共有されるかどうかということに不安がある。また、苦情対応についても、情報共有がなされるよう考えていただきたい。

- 許可の効果の枠を広げるというときにも、誰が許可をした業者なのか、その許可権者がどういう権限を行使し、それを監督していくのかという点に留意する必要がある。許可権者を誰にするのかは、制度設計を考える上では重要な考慮点となる。
- 古物営業の許可は、警察庁のモデル審査基準に従って、ほぼ同一の基準で行われているのではないか。また、許可権者の裁量が比較的狭いものと考えられるとすると、既に一つの許可が出ている場合にもう一つの許可を与える場合の審査のコストは、工夫によってかなり削減できる部分があるのではないか。
- 古物営業の許可にほぼ裁量の余地がないということだとすると、都道府県ごとに許可申請を出すということをしたとしても、手間がかかるだけで、実効的な抑止効果は、ほとんどないのではないかと思え、それを法の枠組みを守るためだけに、許可制を維持したままで緩めるということでは本当がいいのか。どこかの都道府県で許可を取得すれば、そのまま野放図に認めてもいいということではなく、規制が一番緩和されたとしても、届出は最低して、その結果として、当局がいろいろな情報を把握できるようにするということが必要ではないか。

イ 営業の制限について

- 現行制度は、営業所以外だと、本人の住居でしか買受けができなく、場所がかなり限定されている。現行制度だと一切できない集合住宅のエントランスや百貨店等におけるイベント会場において、何らかの申請を行って、その申請が許可されれば、そのような場所でも対応できるということも、十分検討に値するテーマではないか。
- この法律で、営業所又は取引の相手方の住居でのみ、買受けができることとされているのは、買受けの際には、古物商に盗品が流通してくるおそれがあるからで、盗品の流通をいかに食いとめるか、それから被害回復できるかというのが、大きな法律の趣旨である。営業所、住居以外の場所での買受けができないかという古物商からの意見は多いが、彼らの発言等を聞いていても、制限が緩和されたとしても、大きなトラブルは出ないように思う。
- 場所を限定した形での制限の緩和ということであれば、その一つ一つを確認した上で、了解できるのではないかと思う。店舗外販売と同じように、店舗ではないところでの取引ということになると、本人確認が不徹底になる可能性があるので、そこをきちんと手当てしていただくということであれば、消費者の利便性の観点からはよい。
- 買受けの制限の幅を広げるのは反対ではないが、届出をしておかないといけないと思うし、買取りの記録については、年に1回監査するような方法も考えないといけないのではないかと思う。
- 1つ懸念されるのが、きちんと許可を受けた事業者であるかどうかを、消費者サイドがどのように確認するのかということである。

ウ 簡易取消し制度について

- 現在、古物営業の許可件数は、全国で約 77 万件となっているが、そこには、営業実態がないため、返納義務があるけれども、返納されていない許可が、膨大な数含まれているのではないか。古物商に対して任意の講習会の案内を行うことがあるが、宛先不明で返ってくるものが相当あり、東京では、約 3 割、4 割近くの案内が宛先不明で返ってきている。これを解消するため、更新制を望む声が非常に多いが、民間の団体から過去に更新制をなくしてほしいという規制緩和要望をして、更新制が廃止されているので、その他の方法でも、営業実態のない許可を処理できれば、かなり効率よく管理ができるのではないか。
- 毎年更新させるという方法もあるのではないか。
- 許可や届出をきちんと運用していくことが適切な事業者の活動を発展させると思うし、消費者からの信頼性確保ということにつながると思う。例えば、貸金業法だとか、宅建業法では更新制で、その回数によって消費者が、この事業者は何回更新しているから信頼に値するという見方がある。よって、本当であれば更新制を希望するところであるが、もしそれが難しいのであれば、何らかの方法で営業実態を確認し、実態がないということが確認できれば、もう少し簡易な手続で取消しを行うということが必要だと思う。
- 営業の実態がない許可証を使わせないようにするというのなら、許可証のフォーマットを変えて、他の人が使えないようにするのはどうか。また、許可証の返納が進んでいないという点を改善したいのであれば、許可証を返納した者に何らかのメリットとなるように、自発的な返納を促す仕組みを検討してはどうか。
- 写真を添付すれば、返納する義務がもうちょっと重くなり、返納の義務を履行してもらえないのではないかと思う。
- いわゆる死に許可を減らすため、ID に写真まで付けるという格好にする場合、これは更新制とセットでない絶対無理だと思うが、更新制にすると、今度は逆に行政的なコストが増大してしまうので、これは更新制以外では対応が難しいということにならないと、相当に難しいのではないかと思う。

エ 暴力団排除について

- 古物営業法には法令の講習というものがなく、許可が誰でも簡単にとれる。これは仕事としては望ましいことだが、そこには悪い人たちが入ってくる可能性がある。どんな法律にも、どんな規制の中にも、暴力団排除は当たり前のこととされているので、古物営業法にもすぐに入れるべきではないか。
- 暴力団を排除するというのは、当然すべきだと思うし、当然暴力団の資金源になるということは阻止する必要があると思うので、暴力団を排除するというのをきちんと明記するという方向性はいいのではないか。
- 暴力団排除については、おそらく反対される方はいないのではないかと思う。法改正する機会があれば、自然に入れることになると思う。

オ フリマアプリについて

- インターネット上のフリーマーケットが今、企業としては非常に伸びている

が、万引きされた被害品がここに流れているという報道がなされている。いわゆるフリマアプリは、ネットオークションとはまた違うもので、古物営業法の規制対象となっていないが、対象とすることが必要ではないか。

- スマホのアプリとなると、顔も見えない中でやりとりをするということになるので、個人をきちんと特定した本人確認を行うようにすべきではないかと思う。また、未成年による売買について、本人確認が徹底されなければ、窃盗等の犯罪を助長することになるおそれがあることから、未成年による売買はきちんと本人確認をするということ最低限のルールにしていきたいと思う。
- フリマアプリについても古物営業法の規制に係らしめるべきだというご提案がされたが、フリマアプリを規制対象にしていくということについては、慎重に検討すべきだと考えている。もしこの論点を議論するというのであれば、インターネット上でフリーマーケットを取り扱っている事業者や、古物営業法上の古物競りあわせ業を運営する事業者にも、現状や取組等を説明してもらい、その上で議論すべきだと考える。
- 盗品の売買を横行させてもいいなどということは、絶対にあり得ず、効果的に抑制できるということがとても重要なことだと思うので、古物営業法の適用範囲にするというのも1つの選択肢かもしれないが、自主規制というのがきちんと働くかどうかというのを確認し、それがどうも働かないようだという場合に規制強化に移るというのも、1つの考え方だと思う。
- インターネット上でフリーマーケットやオークションを取り扱う事業者から、必要があればヒアリングなどをするというのはどうか。
- ある特定のアイテムだけを扱うような中小のフリマアプリもたくさん存在をしており、法律がなければ、そのようなところがルールを守るのかという疑問がある。社会問題になる前にきちんと最低限のルールを決めて取り組んでもらうべきである。各社好きなようにやってよくて、自主規制をしてやりますというところだけはきちんとやっていて、その他のところは何もしないということは、さすがに許容すべきではないのではないかと考える。
- 自主規制に任せるということにしたとして、それが機能するかどうかを確認することは必要で、自主規制では機能しないことが明らかになれば、法的な規制をするというのは一つの考え方だし、最初から全く期待できないから厳しい規制を課すというのも選択肢の一つだと思う。犯罪を防止するというのは、とても重要な社会目的だと思うので、その点は当然考えるとしても、新しいビジネスの芽を摘まないようにという配慮も、一方で必要だと思う。新しい芽を摘まないようにするために犯罪を野放しにするということでは決してないが、その目的を果たすのに、もっと効率的なやり方がないかということも同時に考えるべきだと思う。
- 公権力での規制導入を考える前に、業界の自主規制に委ねて、そこでいいルールを作って、その上に成り立った仕組みの上に行政が乗るという議論の方向性もある。今回も業界の自主的なガイドラインや自主規制というところをまず見守って、その上で法律による規制とか、行政としてどうするかということ

検討することとすべきなのではないかと思う。

カ その他

- 化粧品の方引被害が非常に多くなっているので、古物の区分に化粧品を入れるべきではないか。
- 許可申請時の区分を変えるべきという話と、古物商の取扱品の実態が掴みにくいという話は区別する必要があり、実態把握のためであれば、統計の取り方を工夫すべきである。